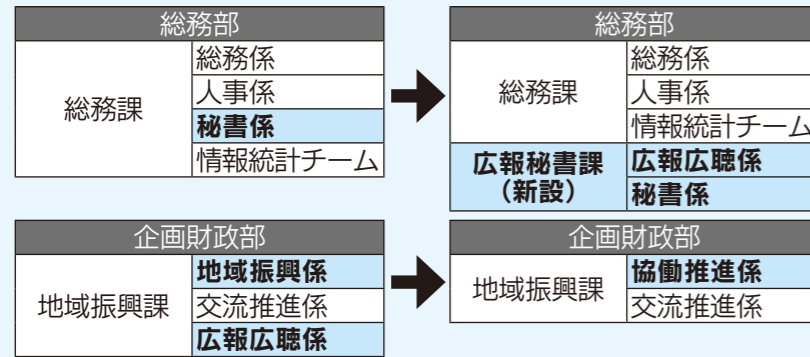


# 市役所の組織が変わります

☎ 総務課 総務係 ☎ 0256・77・8312

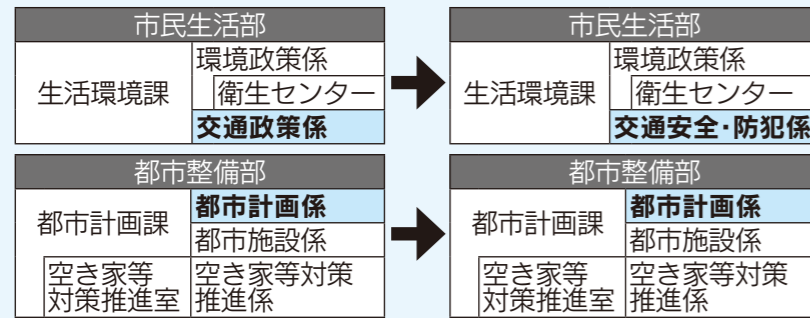
## 広報広聴係と秘書係を集約し、「広報秘書課」を新設。「地域振興係」を「協働推進係」に改称



「広報秘書課」を新設し、広報紙のほか SNS やメディアを活用した情報発信を強化するとともに、市長に直属する秘書と広報広聴活動の連携を図ります。

また、地域振興課内の事務分掌を見直すとともに、事務内容が分かりやすいように係名を改称します。

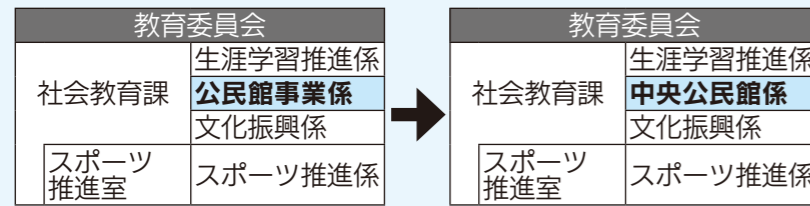
## 公共交通業務を都市計画課へ、防犯業務を総務課から生活環境課へ移管



公共交通業務を都市計画課へ移管し、道路交通網と公共交通網の総合的・一元的な整備による都市機能の構築を図ります。

防犯活動業務を総務課から生活環境課に移管することで、交通安全活動と合わせて警察との窓口の一元化を図ります。併せて「交通政策係」から「交通安全・防犯係」に改称します。

## 社会教育課内の事務分掌を再編し、「公民館事業係」を「中央公民館係」に改称



地区公民館や分館との連絡調整などの業務を本庁の生涯学習推進係に集約し、出先の「公民館事業係」を中央公民館業務に特化させます。併せて「中央公民館係」に改称します。

**●軽自動車税(種別割)の減免申請**  
 身体に障がいをお持ちで歩行が困難などの事情がある人が、自家用車などを所有し使用する場合に、軽自動車または普通自動車いすれか1台に限り、減免を受けることができます。

**●軽自動車税(種別割)の減免**  
 4月23日(金)～5月24日(月)までに税務課(市役所2階7・8番窓口)へ ①申請書 ②運転免許証(写) ③個人番号カードか通知カード ④軽自動車税(種別割)納税通知書(5月14日(金)以前に申請する人は必要ありません) ⑤身体障害者手帳または療育手帳など ⑥自動車検査証(写) ⑦障がい者と同一生計する場合はそれを証明する書類(通学・通院証明書など。通院証明書は前年度に減免を受けている人であれば診察券でも可) ※障がいの区分や車検証上の名義人によっては、減免の対象にならない場合があります。 ⑧税務課 市民税2係 ☎0256・77・8144

**●普通自動車の減免**  
 二条地域振興局へお問い合わせください。  
 ☎三条地域振興局 県税部 税課 ☎0256・36・2212

**●各種計画を策定(改定)しました**  
 各種計画を策定・改定しました。詳しくは市ホームページをご覧ください。

① 燕市障がい者基本計画・第6期 燕市障がい福祉計画・第2期 燕市障がい児福祉計画  
 障がいのある人と家族のニーズなどに基づき策定を行いました。☎社会福祉課 障がい福祉係 ☎0256・77・8172

② 燕市高齢者保健福祉計画・第8期 介護保険事業計画  
 高齢者福祉施策および介護保険事業の具体的な取り組みを定めました。☎長寿福祉課 介護保険係 ☎0256・77・8177

③ 第2次燕市幼稚園・保育園 通正配置実施計画(改定版)  
 保育ニーズや民間事業者の意向調査に基づき改定を行いました。☎子育て支援課 総務企画係 ☎0256・77・8225

# 燕市国民健康保険からのお知らせ

**■国民健康保険の加入・脱退の届け出について**  
 就職、退職や住所変更などで保険証が変更になるときは、事由が生じた日から14日以内に手続きをしてください。国民健康保険の加入・脱退手続きは、会社は代行しませんので各自で手続きが必要です。


	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	職場の健康保険を脱退したとき(職場を退職した場合や、家族の被扶養者でなくなった場合など)	・健康保険資格喪失連絡票などの脱退した日が確認できる書類
	市外から転入してきたとき	・転出証明書
国保を脱退するとき	社会保険など他の健康保険に加入したとき(就職した場合や、家族の被扶養者になった場合など)	・国保の被保険者証 ・新しく加入した保険証(全員分)、または健康保険資格取得連絡票
	市外へ転出するとき	・国保の被保険者証
その他	修学のため市外へ転出するとき	・国保の被保険者証 ・在学証明書や学生証の写し(有効期限のわかるもの)など
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	・国保の被保険者証

上記の「届け出に必要なもの」のほか、次のものをお持ちください  
 ○運転免許証など届け出人の本人確認ができるもの  
 ○委任状(同一世帯以外の方が手続きを代行する場合に必要です)  
 ○マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード(世帯主と異動する人の分が必要)

※新しい保険証が届く前に医療機関を受診する場合、保険証が変わることを医療機関の窓口申し出てください。これまでの保険証で受診すると、市が負担した医療費を後日返納していただくことがあります。  
 ※国保への加入手続きが遅れた場合でも、資格を有した日にさかのぼって国民健康保険税が課税されます。

**■介護保険適用除外の届け出について**  
 燕市国民健康保険に加入している40歳～64歳までの人で、介護保険の適用除外施設に入所している人は、届け出をして介護保険適用除外の該当になった場合、国民健康保険税の一部を納付する必要がなくなります。詳しくは下記問い合わせ先へご相談ください(適用除外施設を退所した場合は、介護保険適用除外非該当の届け出が必要です)。

■手続き・問合せ 保険年金課 国保係 (市役所1階9～11番窓口) ☎0256・77・8132



燕市 農業委員会からの お知らせ R3.4.1 No.47

**■農地を相続した場合は届け出を**

農地を相続した場合は、農地を所管する農業委員会へ届け出をしなければいけません。届け出の際には、相続した農地がわかる資料をお持ちください。

**■農地を農地以外にする場合は許可が必要です**

農地を転用する場合は、農地転用許可申請を提出し、農業委員会の許可を受ける必要があります。例えば、住宅や工場を建てる場合、駐車場にする場合、資材置場にする場合があります。また、すべての農地が転用できるわけではなく転用できない農地もありますので、詳しくはお問い合わせください。

**●令和3年度農業委員会総会日程**

開催日	申請締切日
4月27日(火)	4月9日(金)
5月28日(金)	5月10日(月)
6月30日(水)	6月10日(休)
7月30日(金)	7月9日(金)
8月27日(金)	8月10日(火)
9月30日(木)	9月10日(金)
10月29日(金)	10月8日(金)
11月26日(金)	11月10日(水)
12月24日(金)	12月10日(金)
令和4年1月28日(金)	1月7日(金)
2月28日(月)	2月10日(休)
3月29日(火)	3月10日(休)

☎ 農業委員会事務局 ☎0256・77・8251